

**「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」、
「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」の概要について
(ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の追加関係)**

第173回安全衛生分科会資料

化学物質規制の制度概要

改正の前提

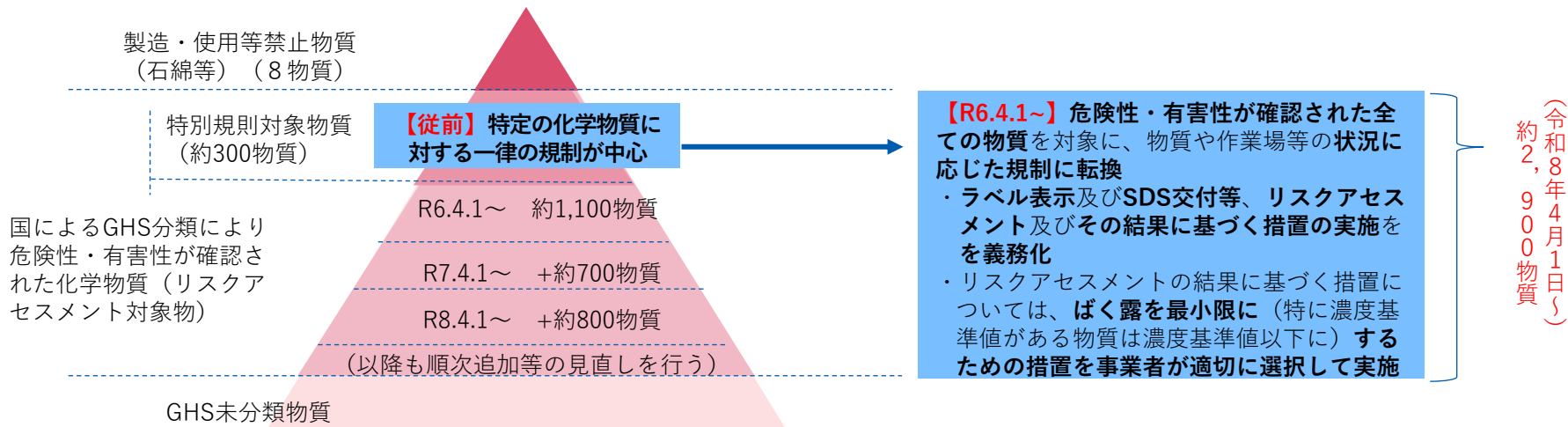
- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、**事業者等による自律的な管理を基軸とする規制**へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われた。（令和4年、令和5年政省令改正・順次施行）
- 新たな化学物質規制として、**国が行う化学品の分類（JIS Z 7252（GHS※¹に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類）の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質**を、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条第1項及び第57条の2第1項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の名称等の**ラベル表示及びSDS※²交付等の義務対象物質**（以下「ラベル・SDS交付対象物質」という。）とし、令和6年4月以降、順次追加されている。
- **ラベル・SDS交付対象物質を譲渡・提供する者**には、**①ラベル表示、②SDS交付等をする義務**が課されている。また、**譲渡・提供を受けたユーザー企業等**は、ラベル及びSDS等の情報を踏まえ、**危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）**を行い、**その結果に基づいて必要なばく露低減措置を講ずる義務**が課されている。

※1 GHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

※2 SDS（Safety Data Sheet；安全データシート）

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等の危険有害性情報を記載したデータシート。



1

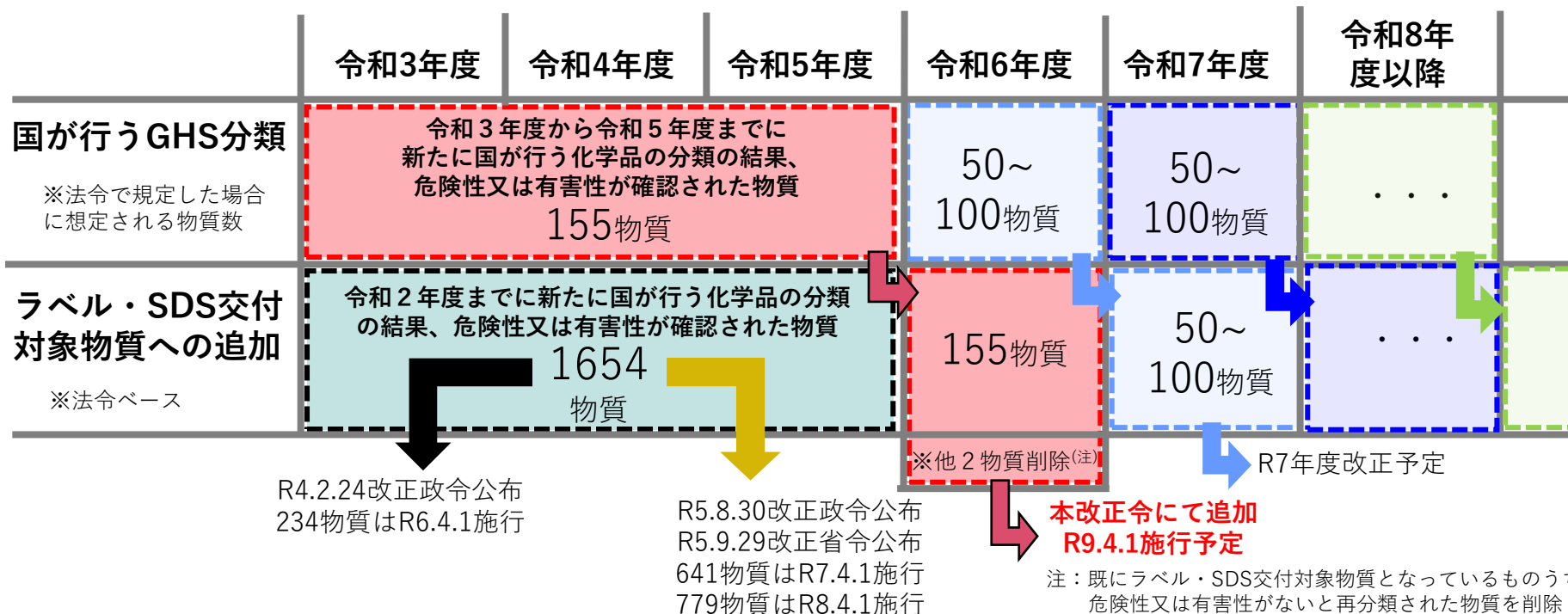
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案の概要

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案の概要①

1. 改正の趣旨

ラベル・SDS交付対象物質は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条及び第18条の2において、**国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和2年度までに区分された物**のうち、令第18条第2号イから八まで及び第18条の2第2号イから八までに掲げる物以外のもの
 で厚生労働省令で定める旨を規定しているが、今般、**化学物質の危険性及び有害性に係る新たな知見（※）をもとに令和5年度までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえて、ラベル・SDS交付対象物質の範囲を変更するもの**である。

※ 国が行う化学品の分類については、毎年度実施している。



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案の概要②

2. 改正の概要

ラベル・SDS交付対象物質の範囲変更

令第18条第2号において、「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物」と規定しているものを「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和6年3月31日までに区分された物」とし、**ラベル・SDS交付対象物質の範囲を変更する。**

なお、**具体的な物質名は厚生労働省令で定めると規定**されており、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第30条及び第34条の2では、**厚生労働省令で定める物は、「別表第二の物の欄に掲げる物」と規定**されている。

3. 公布日等

- (1) 公布日：令和7年2月下旬（予定）
- (2) 施行日：令和9年4月1日

4. 経過措置

新たにラベル・SDS交付対象物質に追加される物質のうち、**この政令の施行の日において現に存するものについては、ラベル・SDS交付対象物質に追加後1年間はラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しない。**



「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」の概要

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1. 改正の趣旨

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）のとおり、ラベル・SDS交付対象物質の範囲について、「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和3年3月31日」に区分されたもの」から、「令和6年3月31日に区分されたもの」に改正される場合には、当該時点までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、具体的にラベル・SDS交付対象物質が具体的に列挙されている則別表第2について、個々の物質名の追加・削除等、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 改正令の施行に伴い、ラベル・SDS交付対象物質に追加される物質について、則別表第2に追加する。
（追加対象物質は別表1のとおり）。
- (2) 改正令の施行に伴い、ラベル・SDS交付対象物質から除外される物質について、則別表第2より削除する。
（削除対象物質は別表2のとおり）。
- (3) その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

- (1) 公布日：改正令の公布の日
- (2) 施行日：令和9年4月1日

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」(概要)

別表1 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(追加)

	名称	備考	CAS RN * 1
1	亜鉛=ビス(2-メチルプロパー-2-エノアート)		13189-00-9
2	アクリル酸重合物及びそのナトリウム塩		9003-01-4, 9003-04-7
3	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		103-23-1
4	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン(別名ピリフルキナゾン)		337458-27-2
5	2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノ(別名ACN)		2797-51-5
6	3-アリルオキシ-2-ヒドロキシ-1-プロパンスルホン酸ナトリウム		52556-42-0
7	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキド(別名プロベナゾール)		27605-76-1
8	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウム=クロリド(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)		122-18-9, 139-07-1, 139-08-2, 68424-85-1, 85409-22-9
9	アルケン(炭素数が7から9までのものであつて分枝型のもの及びその混合物に限る。)		97593-00-5
10	アルファー(イソシアナトベンジル)-オメガ-(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]		9016-87-9, 32055-14-4
11	安息香酸ナトリウム		532-32-1
12	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール		103-95-7
13	(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オクソ-4, 5-ジヒドロ-1H-イミダゾール-2-イル)ニコチン酸		81334-34-1
14	4-イソプロピル-3-メチルフェノール		3228-02-2
15	1, 1'-イミノジオクタメチレンジグアニジン=トリアセタート(別名イミノクタジン酢酸塩)		57520-17-9
16	2-(2-ウンデシル-4, 5-ジヒドロ-1H-イミダゾール-1-イル)エタノール		136-99-2
17	2, 2'-[[[2-エチル-2-[(オキシラン-2-イルメトキシ)メチル]プロパン-1, 3-ジイル]ビス(オキシ)]ビス(メチレン)]ビス(オキシラン)		3454-29-3
18	エチル(ヘキサデシル)ジメチルアンモニウム=エチル=スルファート		3006-10-8
19	2, 2'-エチレンジオキシジエチル=ジメタクリラート		109-16-0
20	エトキシ化獣脂アルキルアミン		61791-26-2
21	9-[2-(エトキシカルボニル)フェニル]-3, 6-ビス(エチルアミノ)-2, 7-ジメチルキサンチリウム=クロリド		989-38-8
22	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン(別名シラフルオフエン)		105024-66-6
23	3, 4-エポキシ-1-シクロヘキサカルボン酸(3, 4-エポキシシクロヘキサン-1-イル)メチル		2386-87-0
24	2, 3-エポキシプロピル=7, 7-ジメチルオクタノアート		26761-45-5
25	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)		85535-85-9
26	オルト-アニシジン塩酸塩	オルト-アニシジンに追加	134-29-2
27	オレイン酸2-エチルヘキシル		26399-02-0
28	過ほう酸ナトリウム三水和物	過ほう酸ナトリウム並びにその一水和物及び四水和物に追加	13517-20-9
29	カリウム=ジエチルジチオカルバマート		3699-30-7
30	グルタル酸ジメチル		1119-40-0
31	1-(2-クロロイミダゾ[1, 2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素(別名イマゾスルフロソ)		122548-33-8

32	(E) - 4 - クロロ - N - [1 - (1 - イミダゾリル) - 2 - プロポキシエチリデン] - 2 - (トリフルオロメチル) アニリン		68694-11-1
33	(RS) - 5 - クロロ - N - (1, 3 - ジヒドロ - 1, 1, 3 - トリメチルイソベンゾフラン - 4 - イル) - 1, 3 - ジメチル - 1 H - ピラゾール - 4 - カルボキサミド (別名フラメトピル)		123572-88-3
34	3' - クロロ - 4, 4' - ジメチル - 1, 2, 3 - チアジアゾール - 5 - カルボキサニリド (別名チアジニル)		223580-51-6
35	(RS) - 2 - クロロ - N - (2, 4 - ジメチル - 3 - チエニル) - N - (2 - メトキシ - 1 - メチルエチル) アセトアミド (別名ジメテナミド)		87674-68-8
36	3 - (2 - クロロ - 1, 3 - チアゾール - 5 - イルメチル) - 5 - メチル - N - ニトロ - 1, 3, 5 - オキサジアジナン - 4 - イミン (別名チアマトキサム)		153719-23-4
37	(E) - 1 - (2 - クロロ - 1, 3 - チアゾール - 5 - イルメチル) - 3 - メチル - 2 - ニトログアニジン (別名クロチアニジン)		210880-92-5
38	1 - [4 - [2 - クロロ - 4 - (トリフルオロメチル) フェノキシ] - 2 - フルオロフェニル] - 3 - (2, 6 - ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名フルフェノクスロン)		101463-69-8
39	(E) - N - [(6 - クロロ - 3 - ビリジル) メチル] - N - エチル - N' - メチル - 2 - ニトロエテン - 1, 1 - ジアミン (別名ニテンピラム)		150824-47-8
40	N - (4 - クロロフェニル) - 1 - シクロヘキセン - 1, 2 - ジカルボキシミド (別名クロルフタリム)		88402-43-1
41	1 - (4 - クロロフェニル) - 3 - (2, 6 - ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名ジフルベンズロン)		35367-38-5
42	4 - [3 - (4 - クロロフェニル) - 3 - (3, 4 - ジメトキシフェニル) アクリロイル] モルホリン (別名ジメトモルフ)		110488-70-5
43	4 - クロロフェニル = 2, 4, 5 - トリクロロフェニル = スルホン (別名テトラジホン)		116-29-0
44	[2 - [3 - (4 - クロロフェニル) プロピル] - 2, 4, 4 - トリメチル - 1, 3 - オキサゾリジン - 3 - イル] (1 H - イミダゾール - 1 - イル) メタノン		134074-64-9
45	(1 RS, 2 SR, 5 RS ; 1 RS, 2 SR, 5 SR) - 2 - (4 - クロロベンジル) - 5 - イソプロピル - 1 - (1 H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) シクロペンタノール		125225-28-7
46	2 - [2 - クロロ - 4 - メシル - 3 - [(テトラヒドロフラン - 2 - イルメトキシ) メチル] ベンゾイル] シクロヘキサン - 1, 3 - ジオン (別名テフリルトリオン)		473278-76-1
47	(5 - クロロ - 2 - メトキシ - 4 - メチルピリジン - 3 - イル) (2, 3, 4 - トリメトキシ - 6 - メチルフェニル) メタノン (別名ピリオフェノン)		688046-61-9
48	サリチル酸メチル		119-36-8
49	次亜塩素酸カリウム		7778-66-7
50	次亜塩素酸ナトリウム		7681-52-9
51	次亜塩素酸バリウム		13477-10-6
52	次亜塩素酸マグネシウム		10233-03-1
53	次亜塩素酸リチウム		13840-33-0
54	ジイソプロピルナフタレン		38640-62-9
55	1, 3 - ジカルバモイルチオ - 2 - (N, N - ジメチルアミノ) - プロパン	1, 3 - ジカルバモイルチオ - 2 - (N, N - ジメチルアミノ) - プロパン 塩酸塩に追加	15263-53-3
56	4 - シクロプロピル - 6 - メチル - N - フェニルピリミジン - 2 - アミン (別名シプロジニル)		121552-61-2
57	シクロヘキシリデン (フェニル) アセトニトリル		10461-98-0
58	3 - シクロヘキシル - 6 - (ジメチルアミノ) - 1 - メチル - 1, 3, 5 - トリアジン - 2, 4 (1 H, 3 H) - ジオン		51235-04-2
59	4, 5 - ジクロロ - 2 - オクチルイソチアゾール - 3 (2 H) - オン		64359-81-5
60	3, 4 - ジクロロ - 2' - シアノ - 1, 2 - チアゾール - 5 - カルボキサニリド (別名イソチアニル)		224049-04-1
61	O - (2, 6 - ジクロロ - パラ - トリル) = O, O - ジメチル = ホスホロチオアート (別名トルクロホスメチル)		57018-04-9
62	1 - (2, 4 - ジクロロフェニル) - N - (2, 4 - ジフルオロフェニル) - N - イソプロピル - 5 - オキソ - 4, 5 - ジヒドロ - 1 H - 1, 2, 4 - トリアゾール - 4 - カルボキサミド (別名イブフェンカルバゾン)		212201-70-2

63	N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキシミド (別名プロシミドン)	32809-16-8
64	2,3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド (別名フルオリミド)	41205-21-4
65	2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド (別名クロメプロップ)	84496-56-0
66	[3-(4,5-ジヒドロイソキサゾール-3-イル)-4-メシル-2-メチルフェニル] (5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル)メタン	210631-68-8
67	6,6-ジビニル-2,5,7,10-テトラオキサ-6-シラウンデカン	17985-63-6
68	N,N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル (別名プロスルホカルブ)	52888-80-9
69	N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド	7651-02-7
70	(4S,4aR,5S,5aR,6S,12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3,5,6,10,12,12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1,11-ジオキソ-1,4,4a,5,5a,6,11,12a-オクタヒドロテトラセン-2-カルボキサミド (別名オキシテトラサイクリン)	79-57-2
71	(2E)-3,7-ジメチルオクタ-2,6-ジエニル=アセタート (別名酢酸ゲラニル)	105-87-3
72	S,S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3,5-ジカルボチオアート (別名ジチオビル)	97886-45-8
73	N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミン	112-75-4
74	3-(2,2-ジメチルヒドラジノカルボニル)プロパン酸	1596-84-5
75	3,3'-ジメチルピフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート	91-97-4
76	(RS)-N-[2-(3,5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン (別名トリアジフラム)	131475-57-5
77	(E)-2-[2-[(2,5-ジメチルフェノキシ)メチル]フェニル]-2-メトキシイミノ-N-メチルアセトアミド	149961-52-4
78	2,2-ジメチルブタン酸=3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル (別名スピロジクロフェン)	148477-71-8
79	(RS)-N-[2-(1,3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド (別名ベンチオピラド)	183675-82-3
80	2,2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル (別名シエノピラフェン)	560121-52-0
81	ジメチル=プロピルホスホナート	18755-43-6
82	N'-[1,1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド (別名フルベンジアミド)	272451-65-7
83	臭化アンモニウム	12124-97-9
84	4,4'-スルホニルジフェノール	80-09-1
85	3-(5-ターシャリ-ブチル-1,2-オキサゾール-3-イル)-1,1-ジメチル尿素 (別名イソウロン)	55861-78-4
86	3-ターシャリ-ブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル (別名ターバシル)	5902-51-2
87	rele-(1R,2R)-2-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート	20298-69-5
88	4-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート	32210-23-4
89	5-ターシャリ-ブチル-3-[2,4-ジクロロ-5-(プロパ-2-イン-1-イルオキシ)フェニル]-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン (別名オキサジアルギル)	39807-15-3
90	1-(5-ターシャリ-ブチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イル)-1,3-ジメチル尿素 (別名テブチウロン)	34014-18-1
91	2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル (別名シフルメトフェン)	400882-07-7
92	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)プロパノール	18127-01-0
93	チオグリコール酸アンモニウム	5421-46-5
94	1,1'-[(1R,2R,3S,4R,5R,6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファ-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファ-L-リキソフラノシル]オキシ]-2,5,6-トリヒドロキシシクロヘキサン-1,3-ジイル]ジグアニジン (別名ストレプトマイシン)	57-92-1
95	テトラキス(2-メトキシエトキシ)シラン	2157-45-1
96	2,3,3,3-テトラフルオロプロパ-1-エン	754-12-1

97	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム (別名テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩)		22898-01-7
98	2, 3, 5, 6-テトラフルオロベンジル = (1 R, 3 S) - 3 - (2, 2-ジクロロビニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート		118712-89-3
99	1 - (2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロナフタレン-2-イル) エタン-1-オン		54464-57-2
100	1 - [(1 R, 2 R, 5 S, 7 R) - 2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ [5. 3. 1. 0 ^{1, 5}] ウンデカ-8-エン-9-イル] エタノン		32388-55-9
101	ドデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		112-00-5
102	ドデシルトリメチルアンモニウム=ブロミド		1119-94-4
103	ドデシルフェノール (直鎖型及び分枝型のもの)		27459-10-5, 57427-55-1, 121158-58-5, 11067-80-4, 27193-86-8
104	(2, 4, 6-トリオキソ-1, 3, 5-トリアジナン-1, 3, 5-トリイル) トリエチレン = トリアクリラート		40220-08-4
105	トリシクロ [5. 2. 1. 0 ^{2, 6}] デカ-4-エン-3-イル = プロピオナート		68912-13-0
106	1, 3, 5-トリス [3 - (ジメチルアミノ) プロピル] ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリアジン		15875-13-5
107	[トリス (2-メトキシエトキシ)] (ビニル) シラン		1067-53-4
108	rel - (1 R, 2 R, 4 R) - 1, 7, 7-トリメチルビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2-イル = アセタート (別名イソボルニル = アセタート)		125-12-2
109	トリメトキシ- [3 - (オキシラン-2-イルメトキシ) プロピル] シラン		2530-83-8
110	ナトリウム = 1-オキソ-1ラムダ ⁵ -ビリジン-2-チオラート		3811-73-2
111	ニトリロ三酢酸-ナトリウム		18994-66-6
112	ニトリロ三酢酸三ナトリウム-水和物	ニトリロ三酢酸三ナトリウムに追加	18662-53-8
113	ニトリロ三酢酸二ナトリウム		15467-20-6
114	1, 3-ビス (イソシアナトメチル) ベンゼン		3634-83-1
115	2, 4-ビス (イソプロピルアミノ) - 6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン (別名プロメトリン)		7287-19-6
116	ビス (2-エチルヘキシル) = (Z) -ブタ-2-エンジオアート		142-16-5
117	ビス [[2 - [3 - (4-クロロフェニル) プロピル] - 2, 4, 4-トリメチル-1, 3-オキサゾリジン-3-イル] (1H-イミダゾール-1-イル) メタノン] = フマラート		174212-12-5
118	2-ヒドロキシ安息香酸ベンジル		118-58-1
119	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		99-76-3
120	2 - (ピペリジン-1-イル) エタン-1-オール		3040-44-6
121	3-フェニルアクリルアルデヒド		104-55-2
122	2-フェノキシエチル = イソブチラート		103-60-6
123	フタル酸ジイソオクチル		27554-26-3
124	フタル酸ジトリデシル		119-06-2
125	フタル酸ビス (2-メトキシエチル)		117-82-8
126	ブタン-1, 4-ジイル = ジメタクリラート		2082-81-7
127	N-ブチル-N-エチル-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラートルイジン (別名ベスロジン又はベンフルラリン)		1861-40-1
128	4'-フルオロ-N-イソプロピル-2- (5-トリフルオロメチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イルオキシ) アセトアニリド (別名フルフェナセツ)		142459-58-3
129	5-プロパン-1-イル-6- (2, 5, 8-トリオキサドデカン-1-イル) - 1, 3-ベンゾジオキソール (別名ピペロニルプトキシド)		51-03-6
130	2, 2'- [プロパン-1, 2-ジイルビス (アザニリリデンメタニリリデン)] ジフェノール		94-91-7
131	3-プロモ-1- (3-クロロピリジン-2-イル) -N- [4-シアノ-2-メチル-6- (メチルカルバモイル) フェニル] -1H-ピラゾール-5-カルボキサミド (別名シアントラニプロール)		736994-63-1

132	3-ブromo-2, 2-ビス (プロモメチル) プロパン-1-オール	1522-92-5、 36483-57-5
133	ヘキサンジヒドラジド	1071-93-8
134	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート	6259-76-3
135	2-(2-(ヘプタデカ-8-エン-1-イル)-4, 5-ジヒドロ-1H-イミダゾール-1-イル) エタノール	95-38-5
136	ベンジル (ジメチル) (オクタデシル) アンモニウム=クロリド	122-19-0
137	ベンジル (ドデシル) (ジメチル) アンモニウム=プロミド	7281-04-1
138	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール	1205-17-0
139	2, 5, 8, 11, 14-ペンタオキサペンタデカン	143-24-8
140	ポリ (オキシエチレン) アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物に限る。)	68439-46-3
141	ポリ (オキシエチレン) アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が16から18までのもの及び炭素数が18かつ不飽和のもの並びにその混合物に限る。)	68920-66-1
142	マレイン酸ジエチル	141-05-9
143	マレイン酸ジブチル	105-76-0
144	マレイン酸モノブチル	925-21-3
145	メタ-アニシジン	536-90-3
146	メタクリル酸テトラヒドロフルフリル	2455-24-5
147	メチル=2-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル) アセタート	24851-98-7
148	N-メチルジデカン-1-イルアミン	7396-58-9
149	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1, 2-ジメチルプロピルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン (別名ジメタメトリン)	22936-75-0
150	3-メチル-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル) プター-3-エン-2-オン	127-51-5
151	1-メチル-4-(プロパン-2-イル) シクロヘキサ-1, 3-ジエン	99-86-5
152	N, N'-メチレンビスアクリルアミド	110-26-9
153	2, 2'-メチレンビス (4-メチル-6-ターシャリーブチルフェノール)	119-47-1
154	6-(2-メトキシエトキシ)-2, 5, 7, 10-テトラオキサ-6-シラウンデカン	5700-39-0
155	1-(2-メトキシ-1-メチルエトキシ)-2-プロパノール	20324-32-7

備考:

※ 法令上の名称の整理により、複数の物質をまとめた名称として規定しているものがある。

* 1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の可否の判断は物質名で行う。

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」(概要)

別表2 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(削除)

	名称	備考	CAS RN * 1
1	ステアリン酸ナトリウム		822-16-2
2	りん酸トリフェニル		115-86-6

備考:

- * 1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の当否の判断は物質名で行う。